



JAF公認準国内競技

2019年JAF関東ダートトライアル選手権第5戦  
JMRC関東ダートトライアルシリーズ  
〈JMRC全国オールスター選抜戦〉

# プラムカップin丸和

## 特別規則書

開催日：2019年6月2日(日)  
会場：丸和オートランド那須  
主催：モータースポーツクラブうめぐみ  
協力：JMRC関東ダートトライアル部会  
JMRC群馬ダートトライアル部会

### 協賛

---

横浜ゴム株式会社  
株式会社ALEX  
株式会社キャロッセ  
フォルテック株式会社  
WinmaX(エムケーカシヤマ株式会社)

住友ゴム工業株式会社  
株式会社ブロンコ・バスター  
株式会社オクヤマ

(順不同)

## 公 示

2019年JAF関東ダートトライアル選手権第5戦「プラムカップin丸和」は一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)のFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2019年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード競技開催規定及び当該競技会特別規則に従い準国内競技として開催される。

### 第1条 競技会の名称

2019年JAF関東ダートトライアル選手権第5戦  
JMRC関東ダートトライアルシリーズ/JMRC全国オールスター選抜戦  
プラムカップin丸和

### 第2条 競技種目

ダートトライアル

### 第3条 競技の格式

JAF公認:準国内競技  
JAF公認番号:2019年1707号

### 第4条 開催日程

2019年6月2日(日) 1日間

### 第5条 競技開催場所(コース公認No.2019-II-0901)

丸和オートランド那須  
栃木県那須塩原市高林字蛇尾川添259-1  
TEL.0287-68-0345 FAX.0287-68-0309

### 第6条 オーガナイザー

モータースポーツクラブうめぐみ  
代表 梅 沢 三 朗  
〒377-0064 群馬県渋川市北橋町八崎786-9  
TEL.0279-24-1985 FAX.0279-24-1985

### 第7条 組織委員会

組 織 委 員 長:梅 沢 三 朗  
組 織 委 員 :岡 田 真 一  
組 織 委 員 :屋 敷 紀 子

### 第8条 競技会主要役員

- 1) 競技会審査委員会  
競技会審査委員長:坂 本 光  
競技会審査委員:齊 藤 正 一
- 2) 競技役員  
競 技 長:久 野 幸 也  
副 競 技 長:梅 沢 三 朗  
コ ー ス 委 員 長:岡 田 真 一  
計 時 委 員 長:桑 野 光  
技 術 委 員 長:細 矢 敏 之  
救 急 委 員 長:松 本 一 雄  
事 務 局 長:屋 敷 紀 子

### 第9条 参加車両

本競技に参加可能な車両は、2019年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に従った車両とする。

### 第10条 参加資格

- 1) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証並びに本年度有効なJAF発給の国内競技運転者許可証B以上の所持者である事。
- 2) 20歳未満の競技運転者は参加申込みの際に、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

### 第11条 参加クラス区分

N1500&PN1	気筒容積1500cc以下の2輪駆動のN車両で排ガス規制平成12年規制以降の適合車両、および気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両とし、AE車両を含む。
PN2&PN3	気筒容積1600ccを超える2輪駆動のPN車両のうち、FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2012年1月1日以降の車両とする。
N1	2輪駆動のN車両及び気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両とする。
N2	気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両とする。
S1	2輪駆動のSA、SAX、SC、B車両とする。
S2	4輪駆動のSA、SAX、SC、B車両とする。
D	排気量及び駆動方式による区分なしのD車両とする。

#### ※SC車両・D車両補則

エキゾーストマニホールド、パイプ、マフラーについては自由であるが、触媒装置を装着しなければならない。

※過給装置付エンジンは、公称気筒容積を1.7倍した数値を気筒容積とする。

### 第12条 参加制限

- 1) 参加台数は競技運営上の許容数とする。
- 2) 同一参加選手は1クラスしか参加できない。
- 3) 同一車両による重複参加は2名までとする。
- 4) 前年度の全日本選手権シードドライバーで各部門各クラス上位1位に認定された者の参加は認められない。
- 5) 過去の実績によりオーガナイザーが選考する。

### 第13条 参加申込及び参加費用

- 1) 参加申込先及び問い合わせ先(大会事務局)  
〒325-0107 栃木県那須塩原市高林307-17  
M3ジャパン(株)内 プラムカップ事務局  
TEL.0287-73-5028 FAX.0287-68-0309
- 2) 参加受付期間  
受付開始 2019年5月16日(木)  
締 切 日 2019年5月25日(土)必着
- 3) 提出書類  
所定の参加申込書、車両申告書に必要事項を記入し、署名のうえ、以下の参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申し込む事。  
ただし、銀行振込を利用する場合、下記の指定銀行口座に入金後、上記申込先に参加申込書等を送付する事。なお、複数名分をまとめて入金した場合は参加申込書等も同時に送付する事。  
また、銀行振込の場合、領収証は発行いたしません。  
【銀行振込用口座番号】  
ジャパンネット銀行(ビジネス営業部) 店番号:005  
口座番号:1637887(普通)  
口座名義:サンロクマルレーシング イトウタツヤ
- 4) 参加料  
1エントリー(1名) ¥15,000.
- 5) 参加諾否  
特別な場合を除き、全参加申込者を受理する。よって参加受理書の発送(郵送)は行わず、不受理の場合のみ通知する。  
(JMRC関東ダートトライアル部会HPにて暫定エントリーリストを発表)

## 6) その他

- ①参加受付期間内の参加取り消しは、事務手数料¥1,000.を差し引いて参加料を返金する。
- ②参加受付期間後の参加取り消しについては一切返金しない。
- ③オーガナイザーは、理由を明示する事なく参加を拒否する権限を有する。この場合、事務手数料¥1,000.を差し引いて参加料を返金する。

## 第14条 競技のタイムスケジュール

ゲートオープン	6:00～
参加確認受付	6:30～7:20
公式車両検査	6:45～7:50
ウォーミングアップ走行	6:45～8:00
フリーフィンギング受付	7:55～
ドライバーズフリーフィンギング	8:10～8:20
慣熟歩行	8:20～8:50
第1ヒート開始	9:00～
第2ヒート開始	第1ヒート終了40分後
閉会式・表彰式	第2ヒート終了30分後

## 第15条 一般安全規定

- 1) すべての車両はJAF国内競技車両規則に準じた6点式以上のロールバーを装着する事。
- 2) すべての車両は4点式以上の安全ベルトを装着する事。
- 3) すべての車両は前後にけん引装置を備える事。アンダーガード等の装着により純正けん引フックが使用できない場合はJAF国内競技車両規則に準じたけん引穴あきブラケットを装着する事。
- 4) 全ての競技運転者に、ヘルメット・グローブの着用を義務付ける。
- 5) パドック及び通路等でのウォーミングアップランやブレーキテストを禁止する。

## 第16条 ドライバーズフリーフィンギング

- 1) 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てフリーフィンギングを開催する。
- 2) ドライバーはフリーフィンギング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペナルティーの対象となる。

## 第17条 慣熟走行およびコース

- 1) ウォーミングアップ走行を行う。(中止の場合もある。) 競技コースは徒歩にて行う。
- 2) 競技コースは競技会当日の発表を最終とする。
- 3) 全クラス同一の競技コースとする。
- 4) 競技会途中、競技コースに散水する場合があるが降雨として扱う。

## 第18条 競技

- 1) 競技は原則としてゼッケン順に行い、2回走行しベストタイムが成績となる。
- 2) スタート方法は、競技長が定めた位置からのランニングスタートとする。
- 3) 競技会に使用するゼッケンは、オーガナイザー指定のゼッケンを使用する事。なお、貼付け場所の指定がある場合はその指示に従う事。

## 第19条 計時

- 1) 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時に開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は、自動計測機器を使用し、1/100秒まで計測し、その計測結果を成績とする。万一自動計測機器の故障が発生した場合に限り、別個の独立した自動計測機器のタイムを成績とする。
- 3) 計測装置に接触した場合、当該ヒートを無効とする。

## 第20条 信号合図

日章旗	……………スタート合図
赤旗	……………危険あり、直ちに停止

黒旗	……………ミスコース
黄旗	……………パイロン移動、転倒
緑旗	……………コースクリア
チェッカー旗	……………ゴール合図

## 第21条 順位決定

- 1) 順位決定は、成績の最も短いタイムを記録した者を上位とする。
- 2) 同タイムの場合は、次の通り順位を決定する。
  - ①セカンドタイムの良好な者
  - ②気筒容積の小さい順
  - ③競技会審査委員会の決定による。

## 第22条 車両検査

- 1) 車両検査は、指定された時間に受けなくてはならない。車両検査を拒否した者の出走は認めない。
- 2) 技術委員長は、不適当と判断した箇所については修正を命ずる事ができる。修正を命じられた車両は修正後に再び車両検査を受けなければならない。

## 第23条 再車両検査

- 1) 各クラス競技終了後、上位入賞車両に対し再車両検査を行なう。
- 2) 再車両検査を拒否した場合、その競技運転者は失格とする。

## 第24条 車両変更

- 1) 参加申込正式受理後の車両変更は参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得る事。
- 2) 車両変更は同一部門同一クラスである事。
- 3) 車両変更申請は当該競技会の参加確認受付終了までとする。

## 第25条 罰則規定

- 1) スタートの指示に従わない場合及びスタート合図後、10秒経過してもコントロールラインを通過しない場合は、当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) コース上の指定されたパイロンの接触、移動又は転倒は、1本につき5秒を加算する。
- 3) ミスコースをした場合及びミスコースと判断された場合は当該ヒートを無効とする。

## 第26条 失格規定

- 次の行為をした場合は失格とする。
- ①競技役員の重要な指示に従わない場合。
  - ②不正行為をした場合。
  - ③コースアウト等で、常人以外の人及び物に損害を与えた場合。
  - ④車両検査後、車両保管までの間に技術委員の承認を得ずに競技車両を変更、改造した場合。
  - ⑤競技長の承認を得ずに車両検査後、競技車両を会場外に持ち出した場合。
  - ⑥2019年度JAF国内競技車両規則に違反した場合。

## 第27条 損害の補償

- 1) 参加者及び競技運転者は、理由の有無を問わず、参加車両及びその附属品が破損、紛失、盗難等を受けた場合、各自がその責任を負わなければならない。
- 2) 参加者及び競技運転者、並びにヘルパー、ゲストは、JAF及びオーガナイザーの各役員ならびにコース管理者、会場関係者等が、一切の損害補償に対する責任を免除されていることを了承していなければならない。  
即ち、大会役員がその役務に最善を尽くすことは当然であるが、もしも、役務遂行等によって起きた損害であったとしても、参加者及び競技運転者、並びにヘルパー、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、及び車両等の損害に対しては一切の損害賠償責任を負わないものとする。

## 第28条 抗議

- 1) 参加者及び競技運転者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議することができる。
- 2) 抗議を行なう時は、必ず書面により理由を明記し、国内競技規則に規定された抗議料を添えて、競技長に提出しなければならない。
- 3) 競技会審査委員会の裁定結果は、口頭にて当事者に伝えられる。
- 4) 抗議料は抗議が成立した場合のみ、返還される。
- 5) 競技車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わなければならない。
- 6) コース委員の判定及び計時装置に関する抗議は受け付けない。
- 7) 抗議の制限時間は次の通りとする。
  - ①技術委員の決定……………決定直後
  - ②競技中の過失、反則……競技終了後30分以内
  - ③成績の発表……………暫定成績発表後30分以内上記以外の制限時間は国内競技規則に準ずる。

## 第29条 競技会の延期及び中止又は短縮

- 1) 保安上、又は不可抗力による特別の事情があるときは、競技会審査委員会の決定によって、競技の延期、中止、又は走行距離、競技回数を変更することができる。
- 2) 競技会が延期もしくは中止の場合、参加料は返還される。ただし、天災地変(走行不能な霧・積雪を含む)による中止の場合は返還しない。

## 第30条 競技運転者の遵守事項

- 1) 競技中はレーシングスーツ・ドライビングスーツ並びにレーシングシューズを着用することを強く推奨する。
- 2) 競技用ヘルメットは、「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に準じたヘルメットを使用する事。また、製造後「10年」を経過したものを使用してはならない。なお、ヘルメットに貼ってあるラベル等は剥がさない事。
- 3) 競技運転者は競技中(参加確認受付から表彰式まで)及び競技に関する業務に従事している間は、薬品等での精神状態をつくろうことや飲酒をしてはならない。
- 4) オーガナイザー、大会役員、競技会審査委員会の名誉を傷付けるような言動をしてはならない

## 第31条 公式通知

本競技会特別規則に記載されていない競技運営に関する実施細則ならびに参加者及び競技運転者に対する指示事項はすべて公式通知によって示される。

## 第32条 賞典

全部門・全クラス

1位～3位 JAFメダル・オーガナイザーカップまたは楯・副賞

4位～6位 オーガナイザーカップまたは楯・副賞

※表彰式に欠席した場合は、表彰を放棄したのものとしてオーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

## 第33条 その他の事項

- 1) 本競技会特別規則書の解釈及び違反
  - ①本競技会特別規則書及び競技に関する諸規則(公式通知を含む)の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
  - ②本競技会特別規則書に対する違反の罰則については、競技会審査委員会が決定宣言するものとし、出場拒否又は失格とする。
- 2) 本規則の施行及び記載されていない事項
  - ①本規則は、参加申込と同時に有効となる。
  - ②本規則発行後、JAFにおいて決定された事項はすべての規則に優先する。
  - ③本競技会特別規則書に記載されていない事項については、JAF

国内競技規則と国際モータースポーツ競技規則に準拠する。

ブルムカップ組織委員会